

## 令和元年度法定代理受領通知(実績額)について

平成 27 年 4 月 1 日から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、「施設型給付」という財政支援の制度が創設されました。この「施設型給付」は、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、保護者に対する直接的な給付ではなく、市から教育・保育施設(本園)に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」といいます。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費の額について、支給認定保護者に通知することとされているため、この度、別紙のとおり「令和元年度の実績」をお知らせいたします。

※このお知らせはあくまで実績を報告するものであり、これにより、保護者の皆様への追加の給付や利用者負担の支払いが発生するものではありません。

こども園(教育)

		満3歳児	3歳児	4歳以上児	副食費徴収免除の場合の加算額
志都美こども園 (1号)	4月	128,200	183,850	167,210	
	5月	128,200	183,850	167,210	
	6月	128,200	183,850	167,210	
	7月	126,650	180,040	163,400	
	8月	126,650	180,040	163,400	
	9月	126,650	180,040	163,400	
	10月	126,650	180,240	163,580	4,500
	11月	126,650	180,240	163,580	4,500
	12月	126,650	180,240	163,580	3,600
	1月	126,650	180,240	163,580	3,820
	2月	126,650	180,240	163,580	4,270
	3月	126,650	194,500	177,840	3,600

こども園(保育)

		0歳児		1-2歳児		3歳児		4歳以上児		副食費徴収免除の 場合の加算額
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
志 都 美 こ ど も 園 ( 2 ・ 3 号 )	4月	195,740	191,100	114,010	109,370	61,500	56,860	45,500	40,860	
	5月	195,740	191,100	114,010	109,370	61,500	56,860	45,500	40,860	
	6月	195,740	191,100	114,010	109,370	61,500	56,860	45,500	40,860	
	7月	195,740	191,100	114,010	109,370	61,500	56,860	45,500	40,860	
	8月	195,740	191,100	114,010	109,370	61,500	56,860	45,500	40,860	
	9月	195,730	191,090	114,000	109,360	61,490	56,850	45,490	40,850	
	10月	195,980	191,340	114,150	109,510	57,080	52,440	41,060	36,420	4,500
	11月	195,980	191,340	114,150	109,510	57,080	52,440	41,060	36,420	4,500
	12月	195,950	191,310	114,120	109,480	57,050	52,410	41,030	36,390	4,500
	1月	195,930	191,290	114,100	109,460	57,030	52,390	41,010	36,370	4,500
	2月	195,930	191,290	114,100	109,460	57,030	52,390	41,010	36,370	4,500
	3月	200,910	196,270	119,080	114,440	62,010	57,370	45,990	41,350	4,500